

報告第11号

ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、
和解することについての専決処分の報告について

西海市西彼町下岳郷で発生した人身事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月13日

西海市長 瀬川 光之

専決処分第7号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年5月30日 専決

西海市長 瀬川 光之

ときわ台小学校区スクールバスの事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市西彼町下岳郷で発生した人身事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

1 相手方 別紙のとおり

2 損害賠償額 別紙のとおり

3 事故の発生概要 発生日時 令和7年2月28日 午前7時30分頃
発生場所 西海市西彼町下岳郷774番地5

4 事故の状況 児童7名が乗車したときわ台小学校区のスクールバスが、四本堂公園を出発し、ときわ台小学校に向け市道上岳母衣崎線を走行中、運転手の脇見運転が原因で市道脇のガードレールに衝突したものです。

ときわ台小学校区スクールバス事故に伴う相手方及び損害賠償額一覧表

No.	児童名	保護者名	住所	損害賠償金 (円)
1				26, 163
2				26, 163
3				26, 160
4				47, 298
5				47, 304
6				47, 304
合計				220, 392

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏名	別紙のとおり		
	住所	別紙のとおり		
事故日時	令和7年2月28日 午前7時30分頃			
施設名等	ときわ台小学校区スクールバス	事故原因	受託事業者運転手の脇見運転	
事故場所	西海市西彼町下岳郷 774 番地 5			
警察届出	無 ・ ☒ (西海警察署)	事故区分	☐ 単独 ☒ 対物 ☒ 対人	
事故概要	児童7名が乗車したときわ台小学校区スクールバスが、四本堂公園を出発し、ときわ台小学校に向け市道上岳母衣崎線を走行中、運転手の脇見運転が原因で市道脇のガードレールに衝突したものです。			
事故状況略図				
損害見積額	220,392 円	損害賠償の方法	① 損害賠償保険 (加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()	